

高等学校奨学資金貸与制度の概要

1 目的

勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的として、奨学金の貸与を行います。

2 対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。

- ① 学校教育法に基づく次の学校に在学していること。
 - ・高等学校
 - ・中等教育学校（後期課程に限る）
 - ・高等専門学校
 - ・特別支援学校（高等部に限る）
 - ・専修学校（高等課程に限る）
- ② 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が、兵庫県内に住所を有していること。
- ③ 勉学意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な状況にあり、主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。

(収入額の目安)

生計を主として維持している方の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりになります。ただし、あくまで目安であり、家族構成等により限度額は増減します。

世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生
6人	731万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生

3 貸与月額（無利子）

区分	貸与月額	
	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

4 貸与時期

奨学生本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

I期分（4月～9月分）	II期分（10月～12月分）	III期分（1月～3月分）
5月下旬～8月頃	10月末頃	1月末頃

5 連帯保証人

申請にあたっては、連帯保証人1名が必要です。

6 返還

貸与が終了した月の翌月から返還開始となり、「月賦」「半年賦」「年賦」「一括」のいずれかにより返還していただきます。

7 併用できない奨学金等

次の奨学金等とは併用できません。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法（S39年法律第129号）による修学資金
- ③ 県又は(公財)兵庫県高等学校教育振興会奨学資金及び勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

8 募集日程

(1) 新規募集

4月上旬から5月末（年度途中でも随時受け付けています。）

(2) 中学生予約募集

- 8月下旬：各市町教育委員会を通じて中学校に募集案内送付
- 10月上旬：各中学校からの申請締め切り
- 12月下旬：該当中学校へ予約候補者決定通知送付
- 2～3月：進学先決定届を提出（早期送金希望者）
- 4月上旬：進学高校決定後入学届等を提出（早期送金希望者以外）

9 通学交通費等の貸与

(1) 目的

振興会奨学生で遠距離通学が必要な奨学生に対し通学交通費を、また、通学のために新たに電動アシスト自転車を購入する奨学生に対しその購入費を貸与することにより、修学のための経済的負担を軽減し、教育の機会均等を図ることを目的としています。

(2) 通学交通費（通学定期分）（平成21年4月より新設）

ア 対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。

- ① 振興会奨学資金の奨学生である方
- ② 自宅から公共交通機関の通学用定期券を購入して通学している方
- ③ 通学定期券を購入して通学することを常としている方
- ④ 1ヶ月あたりの通学定期券購入額が10,000円以上である方
- ⑤ 市町村が独自に実施する通学交通費にかかる貸与や給付などを受けていない方

イ 貸与月額（無利子）

通学定期券の月額（月額換算後）	貸与月額
10,000円以上 15,000円未満	5,000円
15,000円以上 20,000円未満	10,000円
20,000円以上 25,000円未満	15,000円
25,000円以上 30,000円未満	20,000円
30,000円以上 35,000円未満	25,000円
35,000円以上	30,000円

*左記月額を奨学資金に付加して貸与します。（通学交通費のみの貸与は行いません。）

(3) 電動アシスト自転車購入費（平成22年4月より新設）

ア 対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。

- ① 振興会奨学資金の奨学生である方
- ② 電動アシスト自転車での通学が許可されている高等学校等に通学する方
- ③ 通学に使用するため、道路交通法の規定に適合する電動アシスト自転車を新たに購入し、現に通学に使用し、その主たる用途が通学である方
- ④ 振興会奨学資金で既に電動アシスト自転車購入費にかかる貸与を受けていない方
- ⑤ 市町村等が独自に実施している電動アシスト自転車の購入費にかかる貸与や給付などを受けていない方

イ 貸与額（無利子）

購入額（千円未満切り捨て、上限10万円、【令和3年度貸与者より定額10万円】）

（対象経費：車両購入費、防犯登録費、TSマーク加入料）

*通学実態により、通学交通費と両方貸与を受けることは可能です。

(4) タブレット端末等購入費（令和2年7月より新設）

ア 対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。

- ① 振興会奨学資金の奨学生である方
- ② タブレット端末等を自らの学習に使用するために購入する方
- ③ 振興会奨学資金で既にタブレット端末等購入費にかかる貸与を受けていない方
- ⑤ 市町村等が独自に実施しているタブレット端末等購入費にかかる貸与や給付などを受けていない方

イ 貸与額（無利子）

購入額（定額7万円） 【令和6年度貸与者より定額9万円】

(5) 募集日程

奨学資金に併せての募集となります。

ただし、中学生予約募集の場合は、高校入学後、上記対象者要件に応じての申請となります。

(6) 返還

通学交通費、電動アシスト自転車購入費及びタブレット端末等購入費とも奨学資金と併せての返還となります。

*通学交通費、電動アシスト自転車購入費及びタブレット端末等購入費の貸与により、卒業後（貸与終了後）の返還額が増加することになりますので、注意してください。

勤労生徒奨学資金貸与制度の概要

1 目的

勤労しながら高等学校の定時制又は通信制課程に在学し、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的として、奨学資金の貸与を行います。

2 経緯

- 昭和 43. 4.1 給付制度制定（兵庫県勤労生徒奨学資金及び教員育成奨学資金に関する規則）
- 昭和 48. 4.1 貸与制度制定（勤労生徒奨学資金貸与規則）旧規則廃止
- 昭和 49. 4.1 定時制課程 国庫補助対象
- 昭和 50. 1.10 貸与金の返還免除規定整備（勤労生徒貸与規則）旧規則廃止
- 昭和 51. 4.1 通信制課程 国庫補助対象

3 対象者

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象になります。

- (1) 兵庫県内の定時制課程又は通信制課程の高等学校に在学していること（専修コース等を除く）
- (2) 経済的理由により著しく修学が困難であり、申請生徒及びその扶養者の収入が収入限度額以下であること
- (3) 経常的に収入を得る職業に就いていること
- (4) 公益財団法人兵庫県高等学校教育振興会奨学資金の貸与を受けていないこと
- (5) 単位制による定時制課程又は通信制課程の高等学校に在学している場合は、4年以内に卒業できる学習計画を有し、年間18単位以上を履修していること

4 貸与月額（無利子）

月額 14,000円

※ 貸与期間は、働きながら定時制課程又は通信制課程の高等学校で学んでいる期間で、通算して4箇年以内（以前貸与を受けた学年をもう一度履修する場合は、その期間は貸与できません）。

5 募集日程・貸与時期

- (1) 5月上旬から6月下旬（対象校に別途通知）
- (2) 奨学資金は、在学する学校を通じて、本人に交付します。

I期分（4月～9月分）	II期分（10月～12月分）	III期分（1月～3月分）
9月頃	10月末頃	1月末頃

6 連帯保証人

申請にあたっては、独立した生計を営む連帯保証人2名が必要です。

なお、申請生徒が未成年の場合は、そのうち1名は法定代理人（父、母又はそれに代わる方）とし、もう一方の連帯保証人は、両親以外の方とします。

※ ただし、父親に扶養されている祖父等、一方の連帯保証人がもう一方の連帯保証人を扶養している場合は不可とします。

7 返還

退学等により奨学資金が取消された場合は、6月間据置き後、貸与相当期間内に「月賦」「半年賦」「一括」のいずれかにより返還しなければなりません。ただし高等学校の定時制もしくは通信制課程を卒業、又は高等学校卒業程度認定試験等に合格すれば、返還が免除されます。

※ 貸与申請時、既に高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又はこれらの者と同等であると理事長が認める者は免除しません。

※ 過払い金については、即時一括返還となります。

地域改善対策奨学資金の概要

1 目的

対象地域に居住する同和関係者の子弟で学校教育法に規定する高等学校又は高等専門学校、短期大学又は大学（短期大学又は大学の通信制の課程を除く。）に在学し、経済的な理由により修学が困難な者に対して奨学資金を貸与することにより修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とする。

2 根拠

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）に基づく国の地域改善対策高等学校等進学奨励費補助事業実施要綱を受け、県において「地域改善対策奨学資金貸与規則」を定め、事業の実施を行っている。

3 経緯

昭和41年 国の要綱を受け、高校生を対象に高等学校進学奨励給付事業を開始

昭和44年 短大・大学も対象とし、併せて入学一時金の給付も開始

昭和57年 短大・大学が貸与となる

昭和62年 高校も貸与となる

平成14年3月31日 地対財特法失効により「地域改善対策奨学資金貸与規則」廃止

*経過措置 平成14年3月31日において奨学資金の貸与を受けていた者については、当該学校の課程を修了し、卒業又は退学するまでの間に限り適用。

4 奨学資金の種類及び単価

種類	校 種		備 考
	高校・高専	短大・大学	
奨学金 (月額)	国公立	23,000円	48,000円 正規の修業年限に在学する者に貸与する（無利息）
	私立	43,000円	
通学用品等助成金 (入学時の一時金)	23,100円	36,750円	平成14年度以降該当無し

5 奨学資金の貸与の対象者

- (1) 県内（神戸市を除く）の対象地域に居住する同和関係者の子弟であること。
- (2) 学校に在学すること。
- (3) 低所得世帯に属し、経済的な理由により、修学が困難な者であること。
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学資金、母子及び寡婦福祉法に基づく修学資金又は勤労生徒奨学資金貸与規則に基づく奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (5) 経過措置対象者：平成14年3月31日において当該奨学資金の貸与を受けていた者。

6 申請手鏡き

- (1) 申請者（本人）は、申請書を市郡町教育長を経て各教育事務所に提出し、決定は教育事務所長が行う。

(2) 申請書に添付する書類は、在学証明書、所得証明書、口座振込依頼書及び確約書とする。

7 貸与の方法

在学を確認し、年3回(7月、10月、1月)市郡町教育長を経て奨学生本人の口座に振り込む。

8 取り消しと返戻

要件を欠いたり、虚偽の申請(5-(4)に示す奨学資金との併給)をしたときは決定を取り消し、過払いがあれば返戻させる。

9 借用証書の提出

- (1) 貸与が打ち切られたとき、又は最終の貸与を受けたときは直ちに借用証書を市郡町教育長を経て教育事務所に提出する。
- (2) 借用証書には、法定代理人、連帯保証人の印鑑証明を添付する。また、返還明細書に返還年数、年賦額、返還月等を記入する。
- (3) 借用証書を提出しない場合は、一括返還となり、年賦返還、免除及び猶予が適用されない。
- (4) 借用証書は、教育事務所に保管し、返還終了時に本人へ返付する。

10 返還

- (1) 卒業等の後6ヶ月を経過した後の12月又は6月の返還月を選び、20年以内に年賦額を指定の金融機関に振り込む。
- (2) 債権の管理は、兵庫県教育委員会事務局財務課(平成27年度までは高校教育課、平成24年度までは教育事務所)が行う。

11 返還免除

- (1) 次の場合、返還を免除することがある。
 - ア 本人が死亡したとき又は精神若しくは身体の著しい障害、その他やむを得ない事情があると認められる場合。
 - イ 本人(本人が父母と同居している場合は本人の属する世帯、本人が父母と非同居で被扶養者(主として他人の収入により生計を維持する者)であるときは本人及び父母)が生活困難であるとき。(所得が、市町村民税所得割非課税の場合又は生活保護基準の1.5倍以下の場合)
- (2) 免除額は、原則として貸与総額の5/20とする。(死亡等は全額免除)
- (3) 免除申請書は、本人等が(公財)兵庫県高等学校教育振興会(平成24年度までは教育事務所長)に提出し、決定は兵庫県教育委員会事務局財務課(平成27年度までは高校教育課、平成24年度までは人権教育課長)が関係課と協議のうえ行う。

12 返還猶予

- (1) 学校に在学中あるいは災害、盗難、疾病等やむを得ない事情があると認められるとき、その年の返還を猶予することができる。その場合、猶予決定を受けた年数だけ返還年数を延長する。
- (2) 在学中などの猶予決定は、兵庫県教育委員会事務局財務課(平成27年度までは高校教育課、平成24年度までは教育事務所長)が行う。